

小田原市内での異動をされたかたへ

次に該当されるかたは手続きを行ってください。**印鑑が必要なものは、朱肉を使用するものをご使用ください**。 転居届後の手続き 必要なもの ○新しい住所をカードに記載しますので、変更届を提出してくださ 3D窓口 戸籍住民課 マイナンバーカード (Tel 0465-33-1386) ・代理人(本人と同一世帯のかたに限る)が手続きする場合は代理人の ※本人か同一世帯のかたが手続きをしてください 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) 本人確認書類 ※暗証番号の入力をしていただきます マイナンバー(個人番号)カードをお 〇カードに署名用電子証明書を格納していた場合、電子証明書は 3D窓口 戸籍住民課 ・マイナンバーカード 持ちのかた 住所変更により失効します [Tel0465-33-1386] 必要な場合は改めて電子証明書を取得してください 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) ※代理人の場合は本庁のみ ※暗証番号の入力をしていただきます ※本人以外のかたが代理申請される場合はお問い合わせくださ 3D窓口 戸籍住民課 ○顔写真付のカードをお持ちの場合は、新しい住所をカードに記 ・住民基本台帳カード 載しますので、変更届を提出してください [Tel 0465-33-1386] ・代理人(本人と同一世帯のかたに限る)が手続きする場合は代理人の ※本人か同一世帯のかたが手続きをしてください 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) 本人確認書類 住民基本台帳カードをお持ちのかた ※暗証番号の入力をしていただきます 〇カードに電子証明書を格納していた場合、電子証明書は住所変 更により失効します ※転居手続きと同日に手続きする場合 ○資格確認書をお持ちのかたは住所変更の手続きをしてください 2番窓口 保険課 【Tel0465-33-1845】 ・資格確認書(なくても手続きは可能です) 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) ・限度額認定証(お持ちのかた) ※後日手続きする場合 国民健康保険の加入者 ・資格確認書(なくても手続きは可能です) ・限度額認定証(お持ちのかた) マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) ・窓口に来られるかたの本人確認書類 左記窓口へお問い合わせください 〇住所変更の手続きは不要です 1A窓口 保険課 お持ちの納付書はそのまま使用できます [TEL0465-33-1867] 国民年金第1号被保険者 手続きすることにより、口座振替やクレジットカードで納付できます ○入居世帯員の変更の手続きがあります なお、名義人が異動する場合は別途手続きがありますので、お問 [Tel0465-33-1553] |市営住宅に入居していたかた い合わせください ○新住所に変更した受診券の再発行が必要です 健康づくり課(保健センター内) 健診等を希望されるかた 【Tel0465-47-4724】 ○住所変更の手続きをしてください 5階 子育て政策課 • 医療証 子ども医療証(小児医療証)をお持ち のかた [Tel0465-33-1453] 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) ひとり親家庭等医療証をお持ちのか ※ひとり親家庭等医療費助成は子育て政 策課での手続きとなります ○住所変更の手続きは不要です 5階 子育て政策課 ※お子さまと別居の場合は手続きが必要ですので、お問い合わせ 【TEL0465-33-1453】 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) 児童手当の受給者 ※常勤の公務員(独立行政法人、国立大学法人等の職員を除く) (公務員を除く) の場合、勤務先での手続きになります。印刷局などの独立行政法 人職員、日本郵政グループ職員の場合は市役所で手続きが必要 です □ 児童扶養手当の受給資格をお持 ちのかた ○住所変更の手続きをしてください 5階 子育て政策課 •児童扶養手当証書 様 [TEL0465-33-1453] 〇<u>学校の学区が変わる場合</u> 5階 教育指導課 ·在学証明書 関 ·教科用図書給与証明書 →転校の手続きをしてください [Tel0465-33-1682] す 新しい学校に提出する入学通知書を発行します ※入学通知書と前の学校から受け取った上記の書類を新しい学校へ提 る手 出してください 小田原市立小・中学校在学のお子さ 左記窓口へお問い合わせください 〇<u>転校を希望しない場合</u> 5階 教育指導課 続 まがいるかた →指定学校の変更手続きをしてください 【Tel0465-33-1682】 〇就学援助を申請している方 教育指導課 ・振込先が分かるもの(通帳等) →住所変更の手続きをしてください その他、左記窓口へお問い合わせください [TEL0465-33-1682] ○住所変更の手続きをしてください 5階 保育課 ・窓口に来られるかたの本人確認書類 保育園在園のお子さまがいる、また [Tel 0465-33-1451] は保育所入所申込みをされているか □ 幼稚園・認定こども園在園のお子さ まがいるかた 認可外保育施設などの無償化の認 定がされているお子さまがいるかた ○住所変更の手続きをしてください 1B窓口 保険課 [Tel0465-33-1843] マイナンバー確認書類(マイナンバーカード、通知カード等) □ 後期高齢者医療保険加入者 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) ・窓口に来られるかたの本人確認書類 齢 17番窓口 高齢介護課 ○住所変更の手続きをしてください •介護保険被保険者証 σ [TEL0465-33-1872] 負担限度額認定証(お持ちのかた) 口 介護保険加入者 か -各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) ・負担割合証(お持ちのかた) 〇変更手続きの必要はありませんが、別送先登録者(住民票と郵 |小田原年金事務所 左記窓口へお問い合わせください 便の送付先を変更しているかた)は変更手続きが必要です [Tel0465-22-1391] 関 厚生年金・国民年金の受給者 詳しくは年金事務所にお問い合わせください す ○必要な手続きは加入されていた共済組合または各給付機関へ 加入されていた共済組合または各給付機 | 〇加入されていた共済組合または各給付機関へお問い合わせください る 共済年金・その他の年金の受給者 続 13番窓口 障がい福祉課 ○住所変更の手続きをしてください 左記窓口へお問い合わせください 重度障がい者医療証をお持ちのか 【Tel 0465-33-1461】 が 各住民窓口(マロニエ、いずみ、こゆるぎ) た の 13番窓口 障がい福祉課 左記窓口へお問い合わせください 身体障害者手帳・療育手帳・精神障 ある [Tel 0465-33-1467] □ 害者保健福祉手帳・自立支援医療 受給者証をお持ちのかた か 13番窓口 障がい福祉課 左記窓口へお問い合わせください に関 特別障害者手当・障害児福祉手当・ [Tel0465-33-1446] 経過的福祉手当 特別児童扶養手 す 当•神奈川県在宅重度障害者等手 る手 当·市心身障害児福祉手当受給者 ※日常生活用具(ストマ・紙おむつ)の支給や、通所者交通費の助 13番窓口 障がい福祉課 続 左記窓口へお問い合わせください 障害福祉サービス・障害児通所支援 成を受けられている方は窓口でお申し出ください き [TEL0465-33-1467]

対象者		対象者	転居届後の手続き	窓口	必要なもの
- - 1 1		運転免許証をお持ちのかた	○住所変更の手続きをしてください	小田原警察署 【℡0465-32-0110】	左記窓口へお問い合わせください
		原動機付自転車等(排気量125cc以下のオートバイ等)を所有しているかた	○軽自動車税(種別割)の申告手続(住所変更)をしてください	8番窓口 市税総務課 【TeL0465-33-1343】	·標識交付証明書 ·本人確認書類(運転免許証等)
			〇神奈川運輸支局湘南自動車検査登録事務所(平塚市東豊田字 道下369-10)で登録済証または車検証の住所変更をしてください	湘南自動車検査登録事務所 【TEL050-5540-2038】	左記窓口へお問い合わせください
		軽自動車を所有しているかた	〇軽自動車検査協会神奈川事務所湘南支所(平塚市東豊田字道下369-13)で車検証の住所変更をしてください	軽自動車検査協会神奈川事務所湘南支所 【№050-3816-3119】	左記窓口へお問い合わせください
		飼い犬のいる場合	○住所変更の手続きをしてください	4階 環境保護課 【℡0465-33-1484】	·鑑札 ·愛犬手帳
その他の手続		久野霊園の使用者のかた	○住所変更の手続きをしてください	5階 みどり公園課 【TEL0465-33-1583】	・住民票(本籍記載) ・久野霊園使用許可書
to		水道	○水道の使用中止と使用開始の手続きをしてください ※電話、ハガキまたはインターネットからお申込みいただけます (使用中止の場合は、ハガキによるお申込みはできません) ○水道の用途(家庭用・事業用など)を確認し、変更がある場合は 手続きをしてください	上下水道局料金センター 【TEL0465-41-1211】	※お客様の水道の需要者番号またはお客様番号が必要になりますので、ご確認ください(県営水道はお客様番号です)
		(橘地区は県営水道です)	○橘地区のかたは神奈川県営水道お客様コールセンターへご連絡ください	神奈川県営水道お客様コールセンター 【配0570-005959】	
			〇井戸水を使用して公共下水道に接続されているかたは届け出 が必要なため、ご連絡ください 届け出がないと、下水道使用料の変更や中止ができません	上下水道局料金センター 【TeL0465-41-1211】	
		浄化槽またはくみ取り式トイレを使用 しているかた	○住所変更または廃止の手続きをしてください	4階 環境保護課 【℡0465-33-1486】	清掃手数料の支払いに口座振替を希望する場合、通帳と口座届出印
		パートナーシップ宣誓制度を利用さ れているかた	○住所変更の手続きをしてください	5階 人権·男女共同参画課 【1EL0465-33-1725】	左記窓口へお問い合わせください

※上記項目については、転居届により生じる、行政手続きやその他、特に公益性の高い項目を掲載しております。

※小田原市のホームページでも、詳しくご案内しております。http://www.city.odawara.kanagawa.jp

住民窓口:マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口

小田原市役所 戸籍住民課 R7.8